

# 八鹿病院ニュース

平成18年10月 発行／八鹿病院広報委員会 <http://www.hosp.yoka.hyogo.jp/>

## 公立八鹿病院基本理念

『私たちは、地域中核病院として、医の倫理を基本に、質の高い医療と優れたサービスをもって、住民の健康を守り、地域の発展に尽くします。』

## 新病院の第2期移転について

第2期工事もほぼ完成して新外来への移転も一部始まっています。

新病院では全ての外来を南側の1階と2階に集中して、さらに、それぞれ患者数と機能を勘案して8つのブロックで構成され、次のような体制で診療いたします。

(1階)

Aブロック……整形外科・(皮膚科)

Bブロック……外科・胃腸科

Cブロック……(内科・呼吸器科・循環器科)

Dブロック……脳神経外科・(放射線科)・産婦人科

(2階)

Eブロック……(歯科)・脳神経内科

Fブロック……泌尿器科・精神神経科・ペインクリニック・麻酔科

Gブロック……(眼科)

Hブロック……(耳鼻いんこう科)・小児科

( )は11月27日から新外来で診療

中央受付前吹き抜けのロビーに入ると外来全体が把握できるレイアウトとなっており、1階と2階の連絡はエスカレーターと外来専用のエレベーターを配置しています。

南側3階は管理部門が移転となり、280人収容の講堂は患者さん対象のコンサートや患者会に利用可能です。

北側1階はレントゲン機器がある画像診断科、2階は透析センター、3階は手術部となります。現在、院内にある仮囲いの中は検査部門に改修しています。

全てが移転しての診療開始は平成18年11月27日となっています。

旧病院の解体と外構工事も含めた、新病院全体の完成は平成19年8月の予定となっており、もうしばらくご迷惑をおかけしていますがよろしくお願いたします。



3階 事務部門



3階 手術部門



3階 透析センター



2階 エレベーターホール



1階 中央ロビー



1階 外来待合



# 初診時特定療養(選定療養)費の徴収について

当院では、平成18年10月1日より他の医療機関からの紹介状なしで、初めて受診される患者さまにつきましては、初診に係わる特別料金として、初診料のほかに右記の料金を徴収させていただきます。また、当院で継続な診療行為が中断され、6ヶ月以上経過された場合も、初診として取扱いさせていただきます。他の医療機関の紹介状がない場合は、特別料金を徴収させていただきます。この特別料金の徴収は、平成8年の国の診療報酬改定に基づいて実施させていただくもので、入院ベット数が200床以上となる病院を受診された場合が対象となります。

記

病院構成市町居住者  
(養父市、香美町(村岡区、小代区))

1,050円

上記以外 1,470円

ただし、救急車で来院された患者さま、国の公費負担医療制度受給者等に該当される患者さまは紹介状をお持ちでなくても徴収いたしません。

## 商品紹介

### 「転ばぬ杖」

1個 800円

一本杖を使用されている方の中で、杖の置き場所に困った経験をお持ちの方はいらっしゃいませんか？

そんな時に、図のように使うことのできる便利な商品を当院の売店で販売しております。

取り付けは簡単！現在お使いの杖にはめ込むだけです、杖の太さに合わせて、LとMの2種類があります。

玄関のカギをあける時、野外で杖を立て掛ける所がない時などに、杖の転倒防止器(プレート)をポケットやベルトに掛けてお使いください。

どんなものか実物を見たいと思われる方は、3階のリハビリテーション科に見本を置いておりますので、遠慮なくお越し下さい。

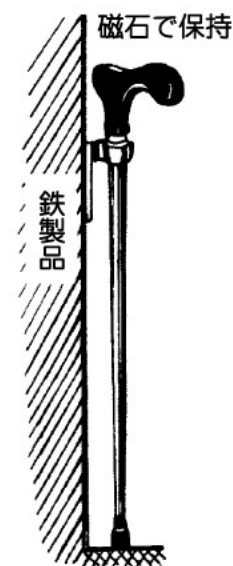
金額は1個800円です。

車イスに

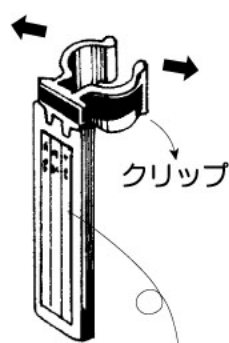


車イスで杖も一緒に移動する時、自走・介助走行いずれの場合も、杖も一緒に移動できます。

室内で

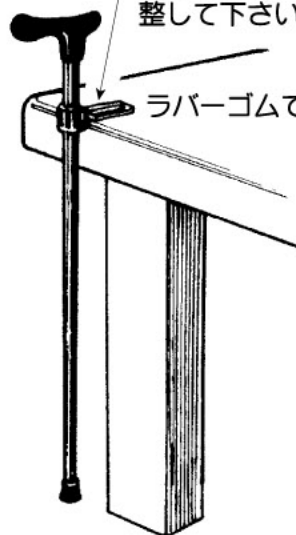


磁石で保持  
磁石で立て掛ける時は杖の先を床に付けてお使い下さい。



プレート  
住所、氏名、電話番号の記入が出来ます。

テーブル等の高さに合わせて取付位置を調整して下さい。



ラバーゴムで保持

室外で



玄関の鍵を開ける時や、野外で杖を立て掛ける所がない時は、杖の転倒防止器(プレート)をポケットやベルトなどに掛けてお使いください。

## 患者様の権利に関する宣言

公立八鹿病院職員一同は、医療の中心は皆様であり、医療が皆様との信頼関係に成り立つことを認識して、「患者の権利に関するリスボン宣言」に従って、皆様に次のような権利と責任があることを確認します。

1. 良質の医療を受ける権利……差別されることなく、良質な医療を受ける権利があります。
2. 選択の自由の権利……医療機関や医師を自由に選択し、また、変更する権利があります。
3. 自己決定の権利……十分な説明のもとに、自分自身の治療を決定する権利があります。
4. 情報を得る権利……医療上の全ての自己情報を知る権利があります。
5. プライバシーなどの機密保持を得る権利……治療で医療従事者が知り得たすべての個人のプライバシーの機密保持を得る権利があります。
6. 人間の尊厳を得る権利……尊厳を保ち安楽に終末期を迎えるための、あらゆる可能な助力を受ける権利があります。
7. 療養や健康についての教育を受ける権利……皆様には健康についての教育や、疾病の予防や早期発見についての教育を受ける権利があります。また、出来るだけ健康的な生活習慣を身につける責任があります。